

動物実験および飼養保管マニュアル

このマニュアルは、動物実験、実験動物の飼育施設、飼養・保管および実験動物に関する必要な事項について定めたものである。

山形県公立大学法人 動物実験管理者

1. 動物実験計画書等の提出

- 1-1 動物実験実施者は、理事長による動物実験計画書の承認後、実験を開始すること。
- 1-2 動物実験の変更・追加を申請した場合についても同様とする。
- 1-3 動物実験を終了・中止した場合、理事長に報告すること。その場合、教育訓練の実施報告書（様式1号）及び実験動物の飼育状況記録簿（様式2号）を添付すること。

2. 動物実験実施者の責任と心得

- 2-1 動物実験実施者は、施設の秩序および清潔の保持ならびに設備を常に良好な状態に保つため、施設で決められていることを遵守すること。
- 2-2 実験動物の入手方法、飼育環境、実験方法などについて計画立案の段階で十分に検討すること。特に、周辺環境の汚染や周辺動物への感染および動物実験実施者等への感染を防止するため、遺伝子学的品質、微生物学的品質の確認に留意すること。
- 2-3 安全管理に注意を払うべき動物実験および実験管理については、関係法規等に従うこと。
- 2-4 動物実験実施者は、健康状態に注意し、体調が悪い場合は飼育室に入室しないこと。
- 2-5 動物実験等に従事する全ての者は、教育訓練を受講しなければならない。なお、教育訓練を実施した場合にはその内容を理事長に報告（様式1号）しなければならない。
- 2-6 動物実験実施者が、故意または重大な過失により、施設・設備を破損しあるいは紛失した場合、その損害を補償・修理すること。

3. 動物実験の実施

- 3-1 動物実験の実施にあたっては、実験の目的を達することができる範囲において、代替法の利用および使用動物数の削減に配慮すると共に、動物に与える苦痛を軽減しなければならない。いわゆる「3Rの原則」に従うこと。
- 3-2 動物実験実施者は、実験動物の選択および実験方法を検討し、使用する実験動物は必要最小限度にとどめるように配慮すること。
- 3-2 実験は決められた場所で行うこと。

4. 実験動物搬入及び検疫

- 4-1 動物実験実施者は、実験動物を導入するに当たって、発注条件、異常、死亡の有無、実験動物の状態、輸送方法、時刻等を考慮したうえで、動物生産業者および納入業者を選定すること。
- 4-2 購入可能な動物はマウス・ラットについてはSPF (specific pathogen free) 動物を原則とすること。
- 4-3 必要に応じて実験動物の検疫を行うこととするが、特定の生産業者から購入する場合、検査機関の発行する微生物検査証の確認をもって検疫に代えることができる。その場合、検疫結果

によっては飼育室への搬入を行わず適切な措置を講ずること。また、微生物検査証の写しを実験動物の飼育状況記録簿（様式2号）に添付すること。

5. 施設の管理

- 5-1 施設の利用は、研究・教育・その他本学の運営上必要と認められるものに限定する。
- 5-2 施設の利用者は、本学の教員および学生とする。ただし、共同研究者など委員会に申し出て了承を得た者については、この限りでない。
- 5-3 施設の出入口は常に施錠し、関係者以外の入室を禁止する。
- 5-4 施設内での飲食を禁止する。
- 5-5 施設には手指消毒液を常設すること。
- 5-6 本学の施設以外の飼養保管施設および実験室で飼育された動物を、本学施設に持ち込むことを禁止する。また、本学施設以外への実験動物を持ち出しすることを禁止する。
- 5-7 動物実験実施者は、定期的に飼育室専用の用具を用いて施設内の清掃を行なうこと。
- 5-8 施設内においては以下のことに注意すること。
 - 5-8-1 動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、実験動物に過剰なストレスがかからない広さと温度、湿度、換気、照度等を管理すること。
 - 5-8-2 外部からの野生動物及びハエ、蚊等の害虫の侵入を防ぐこと。
 - 5-8-3 実験動物が逸走しないために必要な設備を設けること。
 - 5-8-4 臭気、騒音対策および廃棄物の保管を徹底すること。
 - 5-8-5 飼育器材等は洗浄・消毒したうえで使用すること。
 - 5-8-6 動物実験および動物飼育を行う場合、実験衣、帽子、マスク、および手袋を着用し作業を行うこと。

6. 実験動物の飼養及び保管

- 6-1 動物実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切に飼養・保管を行うこと。
- 6-2 動物実験実施者は、実験動物の健康及び安全の保持のため、動物実験等の目的達成に支障を及ぼさない範囲で適切に給餌及び給水を行うこと。
- 6-3 実験動物飼育時には、随時実験動物の飼育数を確認・記録し、実験動物が逸走していないか点検を行う。また、実験動物飼育期間中は週1回以上飼育器内の温度、湿度、換気状態、照明状況の点検を行い、飼育状況を記録する。（様式2号）

7. 逸走防止措置と逸走時の対応

- 7-1 飼育室入退室の際は、飼育室からの逸走に十分注意のうえ入退室する。特に退室の際は、飼育器の蓋、扉が完全に閉まっていることを確認するなど、実験動物の逸走防止に努めること。
- 7-2 動物の脱出が強く疑われる場合（逸走中の動物を発見した場合も含む）、飼育室以外に逸走しないような処置を執り、直ちに捕獲すること。また、管理者および事務局に状況を報告すること。
- 7-3 容易に捕獲できない場合、他の動物実験実施者の助けを借りて捕獲すること。
- 7-4 逸走の動物を捕獲できなかった場合、飼育室のドアに「動物逃走中」および「ネズミ返し取り外し禁止」と掲示し、アニマルトラップを設置すること。

8. 廃棄物処理

- 8-1 実験終了若しくは実験を中止した場合で、その後動物を飼養しない場合は、動物実験実施者が適切な方法で処理を行うこと。
- 8-2 実験動物の死体については、給水紙などに包んでビニール袋に入れるなどの適切な処理を行い、施設外への搬出まで冷凍保管するなど、人の健康および生活環境を損なうことのないように適切な措置を取ること。
- 8-3 動物実験実施者は実験で使用した廃棄物・実験廃液などについては、定めに従って処理すること。

9. 緊急時の対応

- 9-1 地震、火災、気象激変時や停電時を想定し、「緊急時の対応措置」を作成し飼育室等に表示しておくこと。
- 9-2 事故を発見した場合は、すみやかに管理者に連絡すること。管理者に連絡が取れない場合は、飼育室に表示してある「緊急時の対応措置」および「事故等緊急時連絡先」を参照し対応すること。
- 9-3 動物実験実施者が動物実験や飼養保管時において負傷をした場合、直ちにケガや容体の程度を保健室に連絡し対応を相談すること。

10. 管理者の設置とその役割

- 10-1 規程第2条に基づき、理事長の命を受けた管理者を置くものとする。
- 10-2 管理者は、実験動物及び施設を管理するとともに、施設内で行われる動物実験および実験動物の飼養・保管について掌握し、動物実験実施者に助言を与える。
- 10-3 管理者は、実験動物の生態、習性等を考慮したうえで動物実験を適正かつ円滑に実施するため、施設、設備およびその管理に必要な組織体制の整備に努めること。
- 10-4 管理者は、動物実験および実験動物の飼養・保管を行う上で、他に著しく迷惑を及ぼす場合には、動物実験実施者に注意を与え、さらに施設利用を制限することができる。
- 10-5 管理者は、年度ごとに実験動物飼養状況報告書（様式3号）を作成し、理事長に報告すること。

11. その他

- 11-1 このマニュアルは、委員会の承認を必要とする。

附則

このマニュアルは、平成26年4月1日から施行する。